



耐震化の第一歩は耐震診断から

木造住宅の耐震化および補助制度のお知らせ

問い合わせ
建築指導課
☎0287(62)7169

地震に備えて

昭和56年5月以前(※)に建てられた木造住宅は、現在の基準と比べて耐震性が低いものが多く、阪神・淡路大震災や熊本地震でも大きな被害が発生しました。

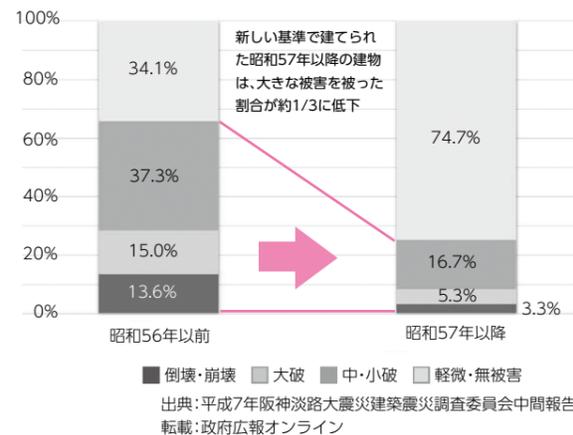
【グラフ1】

命や財産などの「大切なもの」を守るために、まずは「耐震診断」を実施し、住宅の耐震化を検討しましょう。

(※)昭和56年6月1日に耐震基準が見直され、震度6強～7に達する程度の地震で倒壊・崩壊しないことが検証された基準となりました。



【グラフ1】 建築年別の被害状況(建築物)



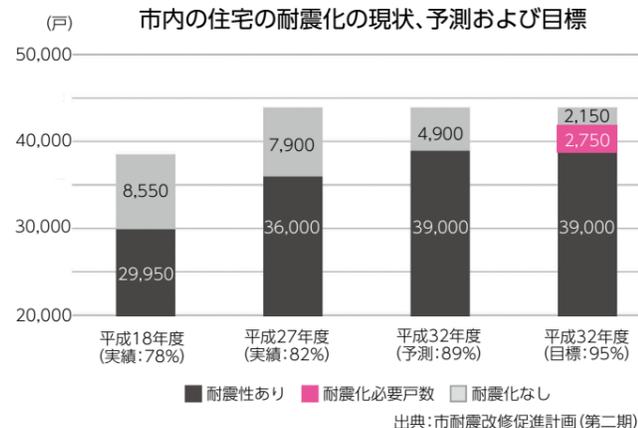
耐震化の状況は…

市では、平成32年度の耐震化率(※)の目標を95%とする「耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化を進めています。平成27年度末時点で、市内の住宅の耐震化率は82%であるため、耐震改修などにより耐震性が低い住宅の耐震化を進める必要があります。【グラフ2】

(※)耐震化率

居住のある住宅のうち耐震性を有する住宅の戸数
÷
居住のある住宅の総戸数

【グラフ2】 市内の住宅の耐震化の現状、予測および目標



耐震診断を受けましょう

建築士などの専門家が住宅の壁の強さ、バランス、接合部の状況、劣化状況などを調査し、耐震性を総合的に評価するとともに耐震改修の必要性について判定します。
『住まいの健康状態』を知ることが耐震化の第一歩です。

市で行っている耐震化の補助

市では、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断、補強計画策定、耐震改修および耐震建替え費用の補助を行っています。

- 耐震診断費補助…耐震診断士が行う耐震診断に要する費用の2/3(上限2万円)
- 補強計画策定費補助…耐震診断の結果に基づく補強計画策定に要する費用の2/3(上限8万円)
- 耐震改修費補助…耐震診断の結果、改修が必要と診断された住宅の耐震改修に要する費用の1/2(上限80万円)
- 耐震建替え費補助(同一敷地内に建て替える場合のみ)
耐震診断の結果、改修が必要と診断された住宅の解体と建替えに要する費用の1/2(上限80万円)

※補助を受けるためにはそれぞれ要件があるので、申請前に相談してください。なお、申請前に工事などの契約をした場合は補助対象外となります。



市民意見募集 ～パブリックコメント～

計画に対する皆さんの意見を募集します

市では、それぞれの計画に対する皆さんの意見を募集しています。那須塩原市をより良いまちにするため、意見を届けてみませんか。

① 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て未来プラン) 中間年見直し(案)

この計画は、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援事業の充実を図るため、平成26年度に策定されました。今回、事業をより充実させるため、計画期間の中間年において、平成30年度、31年度の事業計画について見直しを行います。

- ▶募集期間 11月1日(水)～30日(木)
- ▶閲覧場所 子育て支援課、子育て支援課、市ホームページ
- ▶問い合わせ 子育て支援課
☎0287(46)5532 FAX0287(37)9156
✉kosodateshien@city.nasushiobara.lg.jp

② 定住自立圏地域公共交通網形成計画

本市を中心として、大田原市、那須町、那珂川町の2市2町で構成する定住自立圏内において、公共交通に対する取り組みは重要事項の一つです。

そこで、那須地域定住自立圏地域公共交通活性化協議会では、公共交通網の整備の基本となる計画を策定します。

- ▶募集期間 11月1日(水)～30日(木)
- ▶閲覧場所 生活課、市ホームページ
- ▶問い合わせ 生活課
☎0287(62)7127 FAX0287(62)7202
✉k-seikatsu@city.nasushiobara.lg.jp

③ 立地適正化計画 居住誘導区域の設定案

この計画は、都市全体の観点から、商業・文化・福祉施設のような都市機能を拠点に誘導することで、将来的な人口減少・高齢社会でも持続可能なまちを目指して、平成28年度に策定されました。

今回は、その計画に住む場所を誘導するための考え方や、土地を分譲する場合の届け出などを追加します。

- ▶募集期間 11月10日(金)～12月6日(水)
- ▶閲覧場所 都市計画課、市ホームページ
- ▶問い合わせ 都市計画課
☎0287(62)7159 FAX0287(62)7224
✉k-toshikeikaku@city.nasushiobara.lg.jp

共通事項

- 【意見を提出できる人】 市民、市内勤務・通学者、市内に事務所・事業所を持つ個人や法人、本件に利害関係を有する個人・法人・その他の団体
- 【提出方法】 意見書の様式(閲覧場所が市ホームページから取得)に氏名、住所、意見を記入し、各問い合わせ先に持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出
※氏名と住所の記入が必要で、電話での受け付けはできません。
※個人情報は目的以外には使用せず、公表しません。また、提出された書面の返却はできません。
※問い合わせ(提出先)の住所の表示について 本庁舎 ☎325-8501 共壘社108-2
西那須野庁舎 ☎329-2792 あたご町2-3
※各計画の詳細は市ホームページを参照してください。募集期間の初日に更新予定です。
- 【意見の公表】 提出された意見の内容や市の考え方を取りまとめ、窓口や市ホームページで公表します。なお、本件に直接関係がない意見には市の考え方は示しません